

NPO法人ウォラントス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ウォラントスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県仙北郡美郷町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと地域の関わりに関する事業を行うことにより、秋田県内の社会福祉活動の発展と秋田県内各地域の振興及び活性化を推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子ども食堂を主とした地域のコミュニティ創造事業
 - ② ヤングケアラーをはじめとする援助者の支援事業
 - ③ 子育て世代及び生活困窮者等に関わる支援事業

- ④ 都市と地方市町村との関係人口促進等に関わる事業
- ⑤ 子どもたちの居場所や活躍できる場の提供事業
- ⑥ SNSを利用した各活動の発信等に関する事業
- ⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、理念及び目的に賛同していること以外に、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 3ヵ月 以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 心身の故障により、会員として団体の運営に参画することができないとき
- (4) その他、この団体の運営に著しい損害を与えたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、9人以下
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1～2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法またはオンラインによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	阿部	大地
副理事長	佐藤	智哉
同	福田	貴寛
理事	齋藤	和子
同	齋藤	彬子
同	武藤	由貴
同	鈴木	健一
監事	菅野	満義

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 正会員会費 | 5,000円(1口以上) |
| (2) 賛助会員会費(一般) | 3,000円(1口以上) |
| 賛助会員会費(法人) | 10,000円(1口以上) |

役員名簿

NPO法人ウォランタス

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	阿部 大地		無
副理事長	佐藤 智哉		無
副理事長	福田 貴寛		無
理事	齋藤 和子		無
理事	武藤 由貴		無
理事	齋藤 彬子		無
理事	鈴木 健一		無
監事	菅野 満義		無

設立趣旨書

1 趣旨

子どもを中心に、地域の人が集まる交流の場、地域一体で「みんなのそばにいる」「傍らにいる」という思いから名付けた「ほとり食堂」。高齢者や地域の人はもちろん、障害のある子どもたちの支援も行い、そういった人達と接する中で「子どもたちには平等に過ごしてほしい」、子どもたちを支える地域を福祉という大きな視点で作りたいという思いからはじまりました。

美郷町内外を巡回して、より子どもたちのそばに寄り添い従来の子ども食堂とは違い、分け隔てなく参加していただくことができ、食育や共食をメインに地産地消等様々な食に関する学びのイベントを行い、活動の様子をSNS（Youtube、instagram）で配信することで参加者・支援者等への周知活動にも力を入れています。『ほとり食堂』に参加した子どもが成長し運営に回り、『ほとり食堂』で知った協賛の地元企業に就職し地域が活性化するという流れを作っていきたい。

2 申請に至るまでの経過等

2022年6月22日	任意団体(ウォランタスみさと)としての活動を開始 省略にて直近一年の活動内容を報告する
2024年	秋田県関係人口プロジェクト モデルケース
2024年2月17日	第17回開催 本館コミュニティセンター (節分豆まき/恵方巻)
2024年3月16日	第18回開催 美郷町南ふれあい館 (自己紹介・新年度の目標/お雛様メニュー)
2024年4月20日	第19回開催 美郷町北ふれあい館 (お花見・お米の食べ比べ)
2024年5月18日	第20回開催 美郷町南ふれあい館 (BHW株式会社様による銅版工作/ピラフ)
2024年6月15日	第21回開催 六郷地区(農家様宅)、本館コミュニティセンター (農業体験/カレー)
2024年7月20日	第22回開催 美郷町北ふれあい館 (斉藤光学様による職業体験/餃子)
2024年8月11日	美郷町夜市(ほとり食堂紹介ブース出展)
2024年8月17日	第23回開催 本館コミュニティセンター (流しそうめん・花火)
2024年9月4日	法人設立に向けた勉強会を開始
2024年9月6日	秋田テレビ(ライブニュース秋田にて紹介)
2024年9月21日	第24回開催 飯詰コミュニティセンター (照井製作所様による木工工作/BBQ)
2024年10月19日	第25回開催 みさとマーク株式会社、本館コミュニティセンター (Tシャツ、バッグへのプリント体験/芋の子汁)

- 2024年11月16日 第26回開催 美郷町住民活動センター
(スポーツ鬼ごっこ・モルック体験/お好み焼き)
※秋田の物語事業 (秋田県関係人口プロジェクトコラボ)
- 2024年12月21日 第27回開催 美郷町北ふれあい館
(クリスマス会/彦三そば打ち体験)
- 2025年1月10日 出張イベント スーパーモールラッキー内 (十文字)
(プログラミング体験・英語かるた/ピザ)
- 2025年1月18日 第28回開催 飯詰コミュニティセンター
(餅つき体験/あんこ・きなこ餅)
- 2025年1月29日 令和6年度 仙北地域振興局
元気なふるさと秋田づくり顕彰 表彰
- 2025年1月31日 設立総会を開催

令和7年1月31日

特定非営利活動法人の名称 NPO法人ウォラントス

設立代表者氏名 阿部 大地

令和7年度の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和8年6月30日まで

NPO法人ウォランタス

1 事業実施の方針

初年度は事業の基盤を整備することに重点をおく。NPO法人の設立支援事業を充実させるため、行政および民間のさまざまな情報、資料の収集に力を入れる。またガイドブックやSNS等普及活動を通じて、幅広く市民団体やNPOに関心のある個人への周知を図りたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 子ども食堂を主とした地域のコミュニティ創造事業	生活の多様化等により、家族と一緒に食事をとるのが難しい子どもがいる中、このような共食の場は、家族以外の地域の人々との交流拠点になるように子ども食堂を開催する	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)90人	(D)参加者問わず (E)360人	189
② ヤングケアラーをはじめとする援助者の支援事業	子ども食堂開催時子どもが相談しやすく、気軽に立ち寄り話せるコーナーを作り相談できる場所を提供し支援につなげる	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)9人	(D)参加者問わず (E)9人	7
③ 子育て世代及び生活困窮者等に関わる支援事業	行政、地域住民とつながるプラットフォームの場として、地域ケアシステムの連携を図り地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合い、これを新たな気づきを得て地域に還元する	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)15人	(D)参加者問わず (E)60人	7

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
④ 都市と地方市町村との関係人口促進等に関わる事業	行政との連携により、SNSや県が行っている事業に基づき、秋田県外への活動内容の周知し、秋田県の魅力を伝え、関係人口促進を図る	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)4人	(D)参加者(問わず) (E)20人	7
⑤ 子どもたちの居場所や活躍できる場の提供事業	子ども食堂の開催日に合わせて地域のボランティアや地域行事に関わらせる事により活躍の場を提供する	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)90人	(D)参加者問わず (E)90人	23
⑥ SNSを利用した各活動の発信等に関する事業	SNSを使い活動内容の開催予告をし、開催内容や開催場所を周知し、発信していく(YouTubeやInstagram等にて)	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)45人	(D)参加者問わず (E)不特定多数	90
⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			0

令和8年度の事業計画書

令和8年7月1日 から 令和9年6月30日 まで

NPO法人ウォラントス

1 事業実施の方針

すべての子どもたちが安心して食事をとることができるよう、無償または低額で安心・安全な食事を提供し、交流活動も実施することで子どもの居場所づくりにも取り組んでいく。

また、地域住民、企業、行政、学校などと連携し、地域とのつながりを育む場にするため、SNS等での各活動の発信や参加への呼びかけも行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 子ども食堂を主とした地域のコミュニティ創造事業	生活の多様化等により、家族と一緒に食事をとるのが難しい子どもがいる中、このような共食の場は、家族以外の地域の人々との交流拠点になるように子ども食堂を開催する	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)120人	(D)参加者（問わず） (E)480人	252
② ヤングケアラーをはじめとする援助者の支援事業	子ども食堂開催時子どもが相談しやすく、気軽に立ち寄り話せるコーナーを作り相談できる場所を提供し支援につなげる	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)12人	(D)参加者問わず (E)12人	10
③ 子育て世代及び生活困窮者等に係る支援事業	行政、地域住民とつながるプラットフォームの場として、地域ケアシステムの連携を図り地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合い、これを新たな気付きを得て地域に還元する	(A)随時 (B)秋田県南全域 (C)20人	(D)参加者問わず (E)80人	10

④ 都市と地方市町村との関係人口促進等に関わる事業	行政との連携により、SNSや県が行っている事業に基づき、秋田県外への活動内容の周知し、秋田県の魅力を伝え、関係人口促進を図る	(A) 随時 (B) 秋田県南全域 (C) 5人	(D) 参加者（問わず） (E) 30人	10
⑤ 子どもたちの居場所や活躍できる場の提供事業	子ども食堂の開催日に合わせて地域のボランティアや地域行事に関わらせる事により活躍の場所を提供する	(A) 随時 (B) 秋田県南全域 (C) 120人	(D) 参加者問わず (E) 120人	30
⑥ SNSを利用した各活動の発信等に関する事業	SNSを使い活動内容の開催予告をし、開催内容や開催場所を周知し、発信していく（YouTube や Instagram 等にて）	(A) 随時 (B) 秋田県南全域 (C) 60人	(D) 参加者問わず (E) 不特定多数	120
⑦ その他法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			0

様式例「設立当初の事業年度の活動予算書」

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日 から 令和8年6月30日まで

NPO法人ウォランタス
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費		
.....		50,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	262,000	
施設等受入評価益		
.....		262,000
3 受取助成金等		
助成金収入	70,000	
.....		70,000
4 事業収益		
〇〇事業収益		0
5 その他収益		
受取利息		
雑収益	0	
.....		0
経常収益計		382,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
材料費	136,000	
消耗品費	60,000	
広告宣伝費	90,000	
外部委託費	30,000	
雑費	7,000	
.....		
その他経費計	323,000	
事業費計		323,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		323,000
当期経常増減額		59,000

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			59,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			59,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

様式例「翌事業年度の活動予算書」

令和8年度 活動予算書
 令和8年月7月1日 から 令和9年6月30日まで

NPO法人ウォランタス
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		50,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	350,000	
.....		350,000
3 受取助成金等		
助成金収入	0	
.....	100,000	100,000
4 事業収益		
〇〇事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		0
経常収益計		500,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
材料費	182,000	
消耗品費	80,000	
広告宣伝費	120,000	
外部委託費	40,000	
雑費	10,000	
.....		
その他経費計	432,000	
事業費計		432,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		432,000
当期経常増減額		68,000

III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			68,000
前期繰越正味財産額			59,000
次期繰越正味財産額			127,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。